●●●わかりやすい版●●●

白井市障害者計画2026-2032

計画の目標

「障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり」



白井市がこの７年間で目指すもの

3つの基本方針

基本方針1　地域での自立生活への支援の推進

全ての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の整備を進めます。また、多様な人々が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

（1）令和７年に新設した基幹相談支援センターを中心として、相談体制を充実します。
（2）障がいのある人や家族等が求める形で、情報提供手段を充実します。
（3）障がいにより差別されることがないよう、権利擁護の体制を充実します。
（4）障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などに関わらず、交流や理解、意見交換が行える地域づくりをすすめます。
（5）福祉サービスの充実と、福祉人材の確保を行います。
（6）保健・医療サービスを充実します。

基本方針2　社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進します。あわせて、障がいのある人の家族への支援を行います。

（1）障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実を図ります。
（2）就労支援や就労後の定着支援など、障がいのある人の就労の支援を行います。
（3）障がいのある人の各種活動を支援・促進します。
（4）障がいのある人が気軽に参加できるよう、文化・芸術・スポーツを振興します。

基本方針３　快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、全ての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

（1）障がいについての正しい情報を提供するなど、広報や周知活動の充実化を図ります。
（2）全ての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。
（3）本市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できるよう体制の充実を図ります。

重点的に力を入れること

（その１）白井市基幹相談支援センターを核として相談支援を充実します

こんなことをします。
▸障がい福祉に関連する相談支援体制の整備を進めます
▸白井市基幹相談支援センターの周知と機能の充実を図ります。

（その２）交流や理解、意見交換のための活動の支援を行います。

こんなことをします。
▸支援者同士の交流・意見交換の場づくりを行います。
▸地域交流を推進します。
▸ピアサポートなど、障がい当事者同士の交流・相談の場の確保を図ります。

（その３）障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みをつくります。

こんなことをします。
▸地域で生活する障がいのある人が生き生きとした生活を送れるよう、障害者地域活動支援センターの事業の充実を推進します。
▸地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。
▸災害時応援協定の推進や福祉避難所の体制整備などを行います。

この計画でどう変わる（7年後となる2032年の姿です）

（1）白井市基幹相談支援センターを知っている人の割合

障がいの種類	現在値（令和６年度）		目標値（令和14年度）
身体障がい	6.9%		100%
知的障がい	12.7%		
精神障がい	6.8%		
障がい児	未調査		

（2）福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合

障がいの種類	現在値（令和６年度）		目標値（令和14年度）
身体障がい	28.2%		60%
知的障がい	43.1%		
精神障がい	46.0%		
障がい児	76.4%		90%

（3）差別を受けたと考える人の割合

障がいの種類	現在値（令和６年度）		目標値（令和14年度）
身体障がい	16.4%		-6%を目指します
知的障がい	45.1%		-15%を目指します
精神障がい	43.8%		
障がい児	30.7%		-11%を目指します

白井市障害者計画2026-2032

令和８年3月　発行

白井市

〒270-1492 千葉県白井市復1123

TEL：047-497-3483

企画・編集：白井市福祉部障害福祉課